

大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正
する規程のあらまし

- 1 大阪広域水道企業団処務規程第1条各項に規定する課に官を置くことができるようにし、その職務権限を定めます。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行します。